医科診療所及び中小病院向け電子カルテの認証審査申請書および申告書

■記入方針

・青色のセルのみ記入すること。
・シートの追加・削除、行列の変更及びセル結合は行わないこと。
・プルダウンが設定されている項目は、指定された選択肢から選択すること。
・日付は「YYYY/MM/DD」形式で記載すること。
・URLは https:// から始まる完全な形式で記載すること。
・電話番号はハイフン付きで記載すること。
・メールアドレスを複数記載する場合はカンマ区切りとすること。
・標準仕様への準拠状況については、「遵守」「一部遵守」「遵守していない」のいずれかを選択すること。
・「一部遵守」又は「遵守していない」を選択した場合は、その内容及び理由を必ず記載すること。
・根拠資料を提出する場合は、「提出物一覧」に記載した提出IDを回答欄に記載すること。
・複数の根拠資料を提出する場合は、提出IDをカンマ区切りで記載すること。
・提出資料は最新版を提出すること。
・記載内容に変更が生じた場合は、速やかに更新版を提出すること。
・本申請書に記載する内容は、申請日時点の情報に基づき正確に記載すること。

改定履歴	改定内容
1.0	新規作成

■基本情報

申請日		
事業者名		
申請区分		
製品名		
（製品）バージョン		
製品URL		
サービス開始日 (初回提供開始日)		
担当者		複数担当者を記載する場合はカンマ区切りとすること
連絡先	TELL	ハイフンありで記載
連絡先	Mail	複数アドレスを記載する場合はカンマ区切りとすること
ガバメントクラウド（公共SaaS)の利用有無		

当社は、本申請書及び提出資料に記載した内容が真実かつ正確であることを申告します。
虚偽の申告が判明した場合は、認証の取消しその他認証実施主体が必要と認める措置に従います。
また、認証審査の効率化を目的として、提出資料の確認補助に、組織管理下で適切な情報管理のもと運用されるAI技術を利用する場合があります。
なお、AIによる認証の可否の判定は行わず、認証の可否は審査担当者が判断します。

■標準仕様への準拠

No	大分類	小分類		標準仕様書の記載/認証要件	標準仕様書該当箇所	追加確認項目	ガバメントクラウド利用による審査除外項目	回答欄			
								プルダウン選択 （遵守/一部遵守/遵守していない） ・「遵守」：要求事項を全て満たしている。 ・「一部遵守」：要求事項の一部を満たしている、又は今後対応予定である。 ・「遵守していない」：要求事項を満たしていない。	遵守している場合 追加確認項目に対する回答	遵守していない場合 遵守していない事項および遵守していない理由を説明	添付ファイルID **シート「提出物一覧」のC列提出IDを記載** ※複数ファイルある場合はカンマ区切り
1	機能要件	オンライン資格確認等システムとの接続機能		（1）電子カルテについて、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】」（令和７年12月版又は当該版以後に作成された版）に規定された機能を有すること。	第１章2.1.1（2）①No.1（1）	実装している接続機能についてシート「オンライン資格確認等システム」に記載					
2		電子処方箋サービスとの接続機能		（2）電子カルテについて、「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】」（令和７年12月版又は当該版以後に作成された版）に規定された電子処方箋に係る機能（処方箋取消UNDO機能、処方箋変更機能、処方箋変更UNDO機能、重複投薬等チェック事前処理機能、処方箋ID検索機能、院内処方機能を除く。）を有すること。	第１章2.1.1（2）①No.1（2）	実装している接続機能についてシート「電子処方箋管理サービス」に記載					
3		電子カルテ情報共有サービスとの接続機能		（3）電子カルテについて、医療機関等のNSサイト上に掲載された「電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様書」（第1.04版又は当該版以後に作成された版）並びに「別紙_記録条件仕様_バリデーションチェックルール xlsx」（第1.06版又は当該版以後に作成された版）、「別紙_記録条件仕様_バリデーションチェックルール pdf」（第1.06版又は当該版以後に作成された版）及び「別紙_記録条件仕様XML定義表」（第1.03版又は当該版以後に作成された版）並びに「電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」（第2.0.0版又は当該版以後に作成された版）に規定された電子カルテ情報共有サービスに係る機能を有すること。	第１章2.1.1（2）①No.1（3）	実装している接続機能についてシート「電子カルテ情報共有サービス」に記載					
4		クラウド型レセプトコンピューターとの接続機能		（4）医科算定モジュールとの接続可能性を踏まえ、クラウド型レセプトコンピュータとの接続機能を有すること。ただし、電子カルテとレセプトコンピュータが一体となったシステムである場合にあっては、この限りでない。	第１章2.1.1（2）①No.1（4）	接続可能なクラウド間レセコンの製品名を回答欄に記載					
5	非機能要件	可用性		以下のいずれかに該当すること。 ①直近１年間の稼働率の実績が99.9%以上であること。 ②直近１年間の稼働率の実績が99.9%未満の場合は、直近１年間の以下の情報を整理した資料を追加で提出。 「発生した障害日時」、「障害の内容」、「業務影響」、「業務に影響を与えた時間」、 「直接的な原因」、「根本原因」、「再発防止策」、「再発防止策の対応状況」 　原因分析および再発防止策が整理され、適切に実施されているか総合的に確認。 標準仕様Ver.1.0に係る初回の認証審査に限り、稼働実績について直近３ヶ月間を対象とする経過措置との整合を図るため、本項目における「直近１年間」は「直近３ヶ月間」と読み替えるものとする。 尚、稼働開始後３ヶ月未満のため、直近３ヶ月の稼働率の実績を算出できない場合、以下の資料を提出すること。 「目標稼働率」、「稼働開始日」、「稼働開始後の実績稼働率」、「医療機関の業務に影響を与えたインシデントの内容」 ＜以下、標準仕様から抜粋＞ なお、稼働率（%）は、以下の計算式により定義する。 【　稼働率＝年間実稼働時間／年間予定稼働時間×100　】 ※　当該計算式において、年間実稼働時間は「利用者がサービスを利用可能であった時間の合計」、年間予定稼働時間は「事前に予定された年間稼働時間（24時間365日であるかどうかは問わない。）から計画停止時間及び大規模災害による停止・縮退時間を除いた時間の合計」と定義する。 　このため、年間実稼働時間を算出できない新規製品については、目標稼働率が99.9%以上であることを要件とする。ただし、既存製品に一部の機能を追加・削除したものを新規製品と称している場合には、既存製品に係る稼働率を算出し、適合性を判断することとして差し支えない。 　なお、稼働率は、あらかじめサービス仕様書等において定義された責任分界の範囲内を対象として算出するものとする。このため、例えばクラウドサービスプロバイダーにおける障害によりシステムが停止した時間帯は、算出対象から除外して差し支えない。	第１章2.1.2（2）①No.1	稼働率の実績値を記載。 また稼働率が99.9%を下回った場合は、再発防止策を提出物一覧に含めること					
6		セキュリティ	ガバナンス（第３者認証）	（1）図に掲げる ア又はイの認証（電子カルテを含めた包括的な認証である場合を含む。）を取得したものであること。 ア　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP） イ　ISMS認証及びISMSクラウドセキュリティ認証	第１章2.1.2（2）①No.2（1）	取得している認証および取得日/更新日、認定番号（ISMSおよびISMSクラウドセキュリティの場合）を記載。未取得の場合 は、取得見込み日を記載。	○		1) 取得している認証： 2) 取得日/更新日： 3) 認定番号： 4) 認証取得見込み日：		
7			ペネトレーションテスト	（2）電子カルテについて、第三者機関によりペネトレーションテストを実施し、脆弱性を検知した場合は、当該脆弱性について適切な対策を講ずること。	第１章2.1.2（2）①No.2（2）	ペネトレーションテストに関する、以下の内容がわかるものを提出すること 計画書、テスト結果、発覚した脆弱性一覧および対策内容	○				
8			脆弱性診断	（3）電子カルテを構成する主要なソフトウェアについて脆弱性診断を実施し、脆弱性を検知した場合は、当該脆弱性について適切な対策を講ずること。 脆弱性診断は、政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（2024（令和６）年１月31日）（「第１章別紙１ 政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドラインに係る遵守事項一覧」に規定する項目に限る。）に適合した態様で実施すること。	第１章2.1.2（2）①No.2（3）	脆弱性診断に関する、以下の内容がわかるものを提出すること 計画書、テスト結果、発覚した脆弱性一覧および対策内容	○				
9			セキュリティパッチ	システムを構成する各要素に対し、定期的にセキュリティパッチを適用すること。また、緊急のセキュリティパッチが配布された場合には直ちに適用できるよう、必要な対策を講ずること。さらに、各医療機関に設置された関係する端末等におけるセキュリティパッチの適用を妨げることのないよう、関係するセキュリティパッチ（最新バージョンのOSやWebブラウザへの更新を含む。）が公開された場合には、速やかに互換性を検証するとともに、当該検証の結果必要がある場合には、互換性を維持するための手段を速やかに講じること。	第１章2.1.2（2）①No.2（4）	以下の内容がわかる資料を提出すること 1) パッチ適用ルール 2) 緊急パッチ運用 3) 互換性検証方法 4) 互換性維持方法 5) 適用実績					
10		データの保存/保管	電子カルテの三原則	（1）電子カルテに診療録等（平成17年３月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・保険局長・政策統括官(社会保障担当)連名通知「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（以下（1）において連名通知という。）の記の第２の２（1）に示す文書をいう。）に係る電磁的記録を保存する場合に、連名通知の記の第２の２（3）に適合するよう、見読性、真正性及び保存性を確保すること。	第１章2.1.2（2）①No.3（1）	― （医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）にて確認）					
11			データの保存	（2）データが日本国内で保持され、海外に送信されることのないよう設定すること。	第１章2.1.2（2）①No.3（2）	データの保存先リージョン名を記載					
12		バックアップ環境の整備	データバックアップ	次に掲げる要件に適合すること。 ・マルウェア感染等により、主たるクラウド上のデータが利用不能となった場合に備え、物理的かつ論理的に隔離された別のクラウドサーバ上又はテープメディア等の外部メディアに定期的なバックアップを行う仕様とし、冗長性、信頼性及び可用性を確保すること。	第１章2.1.2（2）①No.4	以下の観点について対策状況を記載し、 確認できる資料を提示すること。 1) バックアップの取得方法 （別クラウドアカウント、別リージョン、テープメディア、オフラインディスク等） 2) バックアップデータの隔離性 （削除制御、ネットワーク分離、イミュータブル設定等） 3) 復旧試験及び運用手順の整備状況 （復旧手順書、復旧試験の実施状況等）		1) バックアップの取得方法： 2) バックアップデータの隔離性： 3) 復旧試験及び運用手順の整備状況：		
13		ガイドライン等 / 非機能要求グレード	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	（1）電子カルテが提供する機能のうち、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和５年５月）又は当該版以後に作成された版に関係する部分について、同ガイドラインに適合するものであること。 　なお、同ガイドラインは医療機関の運用について規定するものであるところ、電子カルテが提供する機能に関連する部分以外の箇所への適合性については、本標準仕様の対象外とする。	第１章2.1.2（2）①No.5（1）	― （医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）にて確認）					
14			医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン	（2）医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第2.0版（令和７年３月）又は当該版以後に作成された版に適合するものであること。	第１章2.1.2（2）①No.5（2）	― （医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）にて確認）					
15			IPA「非機能要求グレード」	（3）第１章別紙２　IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る遵守事項一覧」に規定する各項目に適合すること。 　なお、IPAが示す「非機能要求グレード」に基づく非機能要件の一部については、2.3「情報提供・公開」の（2）①表中１（6）の規定に基づき、医療機関等の要請があった場合に、「第１章別紙３　IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る要開示項目一覧」に必要事項を記入の上、開示することとしているので、併せて参照すること。	第１章2.1.2（2）①No.5（3）	シート「IPA遵守事項_要開示項目一覧」へ対応状況を記載					
16	アーキテクチャ	クラウドネイティブ・アーキテクチャ指針	パブリッククラウド	（1）電子カルテを構成するアプリケーションは、原則としてパブリッククラウド環境（ガバメントクラウド対象クラウドサービスを利用しているものに限る。）で稼働すること。ただし、次に掲げる機能を有するアプリケーションにあっては、この限りでない。 ①医療機関内に設置された機器等（例：資格確認端末、プリンター）との通信を中継又は制御するための機能 ②機密性を担保するためのデータ保管に係る機能 ③クラウド障害等の非常時における事業継続のための機能	第１章2.1.3（2）①No.1（1）	利用しているクラウドサービスを記載	○				
17			SaaS型	（2）医療機関に提供される、クラウド上で稼働する全てのアプリケーションは、SaaS型であること。	第１章2.1.3（2）①No.1（2）	以下の点について、確認できる資料を提示 1) 利用者（医療機関及び医療従事者）とサービス提供者との責任範囲が明確に区分されていること。 2) 利用者の責任範囲は「データ」の管理に限定されるものとし、「アプリケーション」「OS」「インフラ（ハードウェア、ネットワーク、施設等）」に係る管理・運用については、サービス提供者の責任範囲とすること。 3) 互換性検証方法 4) 互換性維持方法	○				
18			マルチテナント	（3）電子カルテの構成は、マルチテナント方式であること。	第１章2.1.3（2）①No.1（3）	以下の点について、確認できる資料を提示 1) すべて医療機関に対して単一コードベース、単一バージョンにより提供されており、個別医療機関の要望に対応するための個別改修を行なっていないこと 2) すべての医療機関に提供するシステムのバージョンを一斉にアップデート、リリースの自動化ができること （導入医療機関数の増加が起因で、システムのバージョンのアップデート作業が増えないこと） 3) すべての医療機関を横断した単一のインフラ運用・監視の仕組みが存在しており、医療機関を横断して一括で運用ができること	○		1) 2) 3)		
19			ソースコード共通化	（4）図ラウド上で稼働するアプリケーションのソースコードは、全てのテナントについて共通であることを前提としたサービス設計とし、アプリケーションのテスト、更新等による一時的なものを除き、複数のバージョンが併存しない仕様であること。 　なお、特定の診療科に特化した機能を搭載するためにソースコードを区分したものについては、複数のバージョンの併存には当たらないものとする。ただし、ソースコードの管理体系及び各ソースコードが対象とする診療科の整理が明確である場合に限る。	第１章2.1.3（2）①No.1（4）	以下の点について、確認できる資料を提示 1) 共通コード説明 2) バージョン管理方式 3) 管理方法	○		1) 共通コード説明： 2) バージョン管理方式： 3) 管理方法：		
20			カスタマイズ	（5）電子カルテを構成する全てのアプリケーションについて、個々の医療機関におけるカスタマイズに対応不可能な仕様とすること。 ただし、医療機関の要望等により追加した機能を、有償無償にかかわらず、当該電子カルテのオプション機能（ソースコードの個別改修、個別要件に基づく業務テストの実施又は個別医療機関の要望等に対応するための専用プログラムの生成、仕様の確定若しくは実装を伴うことなく、管理画面等における有効化・無効化、利用範囲の選択等により提供される機能をいう。）として、当該電子カルテを使用する全ての医療機関が必要に応じて利用できる場合には、カスタマイズには当たらないものとする。また、オプション機能の開発のため、少数の医療機関において実証等を行う場合は、カスタマイズには当たらないものとする。 なお、アプリケーション上の設定やメタデータの変更により、個々の医療機関における環境に対応させることは差し支えない。	第１章2.1.3（2）①No.1（5）	以下の点について、確認できる資料を提示 1) 個別改修有無 2) オプション機能提供方式 3) 設定変更で対応可能な範囲 4) 専用プログラム有無	○				
21		モダナイゼーション（アプリケーションのモダン化）	―	次に掲げる要件に適合すること。ただし、電子カルテがガバメントクラウドにおけるSaaS（公共SaaSをいう。）を利用している場合にあっては、次に掲げる要件に適合しているものとみなすこと。 ・電子カルテを構成するシステムが、「デジタル庁GCASガイド　ガバメントクラウドにおけるモダン化の定義」に合致するものであること。	第１章2.1.3（2）①No.2	以下の点について対応状況が確認できる資料を提示。各項目の詳細はガバメントクラウドにおけるモダン化の定義を参照 https://guide.gcas.cloud.go.jp/modernization-guide/modernization-definition 1) APIベースのシステム構成 2) ステートレスなアーキテクチャ 3) マネージドサービスの活用 　デジタル庁GCASガイドの6.1 モダンアプリケーション化で定義されている移行パターンの「Replatform（R1）」 を満たしていること。 　シート「システム構成要素一覧」を提出すること。 　詳細は以下を参照 　https://guide.gcas.cloud.go.jp/general/overview/overview-explanation-chapter-06 4) 運用のコード化、自動化			1) 2) 3) 4)		
22	情報提供・公開	価格公開	―	（1）ベンダーが自ら運営するWebサイト上に、電子カルテの価格（オプション機能に係る価格を含む。）を公開済であること。	第１章2.3（2）①No.1（1）	価格公開しているURLを記載					
23		医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）	―	（2）医療機関等（医療機関及び医療機関から委託を受けた者をいう。以下2.3において同じ。）の要請があった場合、電子カルテに関して記入済の医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）について開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（2）	医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）の開示内容					
24		サイバーセキュリティ対策チェックリスト（事業者確認用）	―	（3）医療機関等の要請があった場合、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（事業者確認用）について開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（3）	サイバーセキュリティ対策チェックリスト（事業者確認用）の開示内容					
25		サービス仕様適合開示書及びサービス仕様書	―	（4）医療機関等の要請があった場合、電子カルテを医療機関に提供する場合のサービス仕様適合開示書及びサービス仕様書について開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（4）	サービス仕様適合開示書及びサービス仕様書の開示内容					
26		電子カルテ提示対象機能	―	（5）医療機関等の要請があった場合、電子カルテが有する機能について、「第１章別紙様式１　電子カルテ提示対象機能一覧」に必要事項を記入の上、開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（5）	電子カルテ提示対象機能一覧の開示内容					
27		IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る要開示項目一覧	―	（6）医療機関等の要請があった場合、電子カルテに係る非機能要件について「第１章別紙３　IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る要開示項目一覧」に必要事項を記入の上、開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（6）	IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る要開示項目一覧の開示内容					
28		データ移行に必要な事項	―	（7）医療機関等の要請があった場合、電子カルテ間のデータ移行に必要な事項（データ形式を含む。）について開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（7）	電子カルテ間のデータ移行に必要な事項の開示内容					
29		電子カルテと部門システムとの間におけるインターフェイスの仕様	―	（8）医療機関等又は電子カルテとの接続を求める部門システムに係るベンダーの要請があった場合、電子カルテと部門システムとの間におけるインターフェイスの仕様について開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（8）	電子カルテと部門システムとの間におけるインターフェイスの仕様内容の開示					
30		一次回答時間に係る直近３か月の平均値	―	（9）医療機関の要請があった場合、電子カルテについて、医療機関から問い合わせがあった際の一次回答時間に係る直近３か月の平均値について開示すること。	第１章2.3（2）①No.1（9）	一次回答時間に係る直近３か月の平均値の開示			一次回答時間に係る直近３か月の平均応答時間：		
31	デジタル庁が実施するガバメントクラウド利用に関する事前相談	事前相談	―	デジタル庁が実施するガバメントクラウド利用に関する事前相談を受けていること。 当該相談の結果、ガバメントクラウドを利用せずにシステムの構築等を行うこととした場合は、①その理由、②事前相談における技術的指摘に対する対応計画等を、厚生労働省による審査の際に提出すること。	―	以下の資料を提出すること 1) シート「ガバメントクラウド事前相談向け質問」を提出 ※ガバメントクラウドの事前相談後に必要に応じ、2),3)を提出 2) ガバメントクラウドを利用しないまま認証申請を続けることとした理由書 3) 技術的指摘への対応内容及びその実施時期を示した対応計画	○				

32	直近１年間で一定数以上の医療機関での稼働実績	稼働実績	ー	認証の申請時点で、一定数以上の医療機関での稼働実績があること。なお、ガバメントクラウドを利用してシステム構築を行っている場合は、この限りではない。この場合、稼働状況の確認の観点から、性能、障害復旧、業務・運用等に関して実施した検証の結果を示す資料を提出して審査を受けること。 一定数は、以下と定義する。 ➢中小病院向け電子カルテ **認証申請日の前日時点において30施設以上で稼働しており、かつ30施設以上で稼働している状態が直近1年間継続していること。** ➢医科診療所向け電子カルテ **認証申請日の前日時点において200施設以上で稼働しており、かつ200施設以上で稼働している状態が直近1年間継続していること。** 認証申請者は、申請時に稼働実績を申告すること。さらに、厚生労働省から求められた場合には、当該稼働実績を確認できる資料を提出できるよう、必要な記録及び証憑を保管しておくこと。 なお、標準仕様Ver.1.0に係る初回の認証審査について、「認証申請日の前日時点において・・・で稼働している状態が直近1年間継続していること」とあるのは、「認証申請日の前日時点において・・・**で稼働している状態が直近３か月間継続していること**」と読み替えるものとする。	ー	以下の資料を提出すること。 ガバメントクラウドを利用していない場合 1) シート「医療機関稼働実績」 ガバメントクラウドを利用している場合 2) 性能、障害復旧、業務・運用等に関して実施した検証の結果を示す資料					

提出物一覧

提出ID	提出区分	資料名	資料概要	ファイル名	補足説明
STD_001	必須	医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）	対象製品に係る医療情報セキュリティ開示書（SDS Ver5.0）		
STD_002	必須	サービス仕様書	電子カルテ製品の機能及びサービス内容が確認できる資料		
STD_003	必須	サービス仕様適合開示書	電子カルテ製品に係るサービス仕様適合開示書（認証申請時点で提供を予定する標準的なサービス内容に基づくものを含む）		
STD_004	必須	ペネトレーションテスト計画書	ペネトレーションテストの実施範囲、実施方法及び実施体制が確認できる資料		
STD_005	必須	ペネトレーションテスト報告書	ペネトレーションテストの実施結果及び対応状況が確認できる資料		
STD_006	必須	脆弱性診断計画書	脆弱性診断の実施範囲、実施方法及び実施体制が確認できる資料		
STD_007	必須	脆弱性診断報告書	脆弱性診断の実施結果及び対応状況が確認できる資料		
STD_008	必須	システム構成図	システムの構成及び各構成要素間の接続関係が確認できる資料		
STD_009	必須	CI/CD説明資料	CI/CDパイプライン及びリリースプロセスが確認できる資料		
STD_010	必須	リリース手順書	以下２ケースのリリース手順が確認できる資料 ・製品バージョンアップ ・医療機関追加		
STD_011	必須	運用監視設計書	運用監視の対象、内容及び方法が確認できる資料		
STD_012	必須	サイバーセキュリティ対策チェックリスト（事業者確認用）	サイバーセキュリティ対策チェックリスト		
STD_013	必須	（申請区分が中小病院向け電子カルテ製品の場合のみ） 第１章別紙様式１　電子カルテ提示対象機能一覧	電子カルテ提示対象機能の実装状況が確認できる資料		
STD_014	必須	（申請区分が中小病院向け電子カルテ製品の場合のみ）第１章別紙３ IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る要開示項目一覧	非機能要件に係る要開示項目への対応状況が確認できる資料		
STD_015	必須	公開可能な電子カルテ間のデータ移行の仕様	電子カルテ間のデータ移行仕様が確認できる資料		
STD_016	必須	公開可能な電子カルテと部門システムとの間における インターフェイスの仕様	電子カルテと部門システム間のインターフェース仕様が確認できる資料		
STD_017	任意				
STD_018	任意				
STD_019	任意				
STD_020	任意				
STD_021	任意				
STD_022	任意				
STD_023	任意				
STD_024	任意				
STD_025	任意				
STD_026	任意				
STD_027	任意				
STD_028	任意				
STD_029	任意				
STD_030	任意				
STD_031	任意				
STD_032	任意				
STD_033	任意				
STD_034	任意				
STD_035	任意				
STD_036	任意				
STD_037	任意				
STD_038	任意				
STD_039	任意				
STD_040	任意				
STD_041	任意				
STD_042	任意				
STD_043	任意				
STD_044	任意				
STD_045	任意				
STD_046	任意				
STD_047	任意				
STD_048	任意				
STD_049	任意				
STD_050	任意				
STD_051	任意				
STD_052	任意				
STD_053	任意				
STD_054	任意				
STD_055	任意				
STD_056	任意				
STD_057	任意				
STD_058	任意				

オンライン資格確認等システムとの接続機能

外部インターフェイス名	API識別ID	外部IF_ID	実装有無	備考
資格確認要求	OQSsiquc01req	OQS-IF-001		
資格確認結果	OQSsiquc01res	OQS-IF-002		
照会番号登録要求	OQSsiimm01req	OQS-IF-003		
照会番号登録結果	OQSsiimm01res	OQS-IF-004		
資格確認一括照会要求	OQSmuquc01req	OQS-IF-005		
資格確認一括照会アップロード結果	OQSmuquc01res	OQS-IF-006		
資格確認一括照会ダウンロード要求	OQSmuquc02req	OQS-IF-007		
資格確認一括照会結果	OQSmuquc02res	OQS-IF-008		
照会番号一括登録要求	OQSmuimm01req	OQS-IF-009		
照会番号一括登録アップロード結果	OQSmuimm01res	OQS-IF-010		
照会番号一括登録ダウンロード要求	OQSmuimm02req	OQS-IF-011		
照会番号一括登録結果	OQSmuimm02res	OQS-IF-012		
委託先資格情報の一括取得要求	OQSmutic01req	OQS-IF-013		
委託先資格情報の一括取得アップロード結果	OQSmutic01res	OQS-IF-014		
委託先資格情報の一括取得ダウンロード要求	OQSmutic02req	OQS-IF-015		
委託先資格情報の一括取得結果	OQSmutic02res	OQS-IF-016		
同意済資格情報一括取得要求（訪問診療等）	OQSmuhvq01req	OQS-IF-017		
同意済資格情報一括取得アップロード結果（訪問診療等）	OQSmuhvq01res	OQS-IF-018		
同意済資格情報一括取得ダウンロード要求（訪問診療等）	OQSmuhvq02req	OQS-IF-019		
同意済資格情報一括取得結果（訪問診療等）	OQSmuhvq02res	OQS-IF-020		
同意済資格情報一括取得要求（オンライン診療等）	OQSmuonq01req	OQS-IF-021		
同意済資格情報一括取得アップロード結果（オンライン診	OQSmuonq01res	OQS-IF-022		
同意済資格情報一括取得ダウンロード要求（オンライン診	OQSmuonq02req	OQS-IF-023		
同意済資格情報一括取得結果（オンライン診療等）	OQSmuonq02res	OQS-IF-024		
資格確認要求（訪問診療等）	OQSsihvq01req	OQS-IF-025		
資格確認結果（訪問診療等）	OQSsihvq01res	OQS-IF-026		
資格確認要求（オンライン診療等）	OQSsionq01req	OQS-IF-027		
資格確認結果（オンライン診療等）	OQSsionq01res	OQS-IF-028		
資格確認一括照会要求（訪問診療等）	OQSmuhvq03req	OQS-IF-029		
資格確認一括照会アップロード結果（訪問診療等）	OQSmuhvq03res	OQS-IF-030		
資格確認一括照会ダウンロード要求（訪問診療等）	OQSmuhvq04req	OQS-IF-031		
資格確認一括照会結果（訪問診療等）	OQSmuhvq04res	OQS-IF-032		
資格確認一括照会要求（オンライン診療等）	OQSmuonq03req	OQS-IF-033		
資格確認一括照会アップロード結果（オンライン診療等）	OQSmuonq03res	OQS-IF-034		
資格確認一括照会ダウンロード要求（オンライン診療等）	OQSmuonq04req	OQS-IF-035		
資格確認一括照会結果（オンライン診療等）	OQSmuonq04res	OQS-IF-036		
閲覧同意取り消し要求（訪問診療等）	OQSsihvd01req	OQS-IF-037		
閲覧同意取り消し結果（訪問診療等）	OQSsihvd01res	OQS-IF-038		
医療機関アクセスURL取得要求	OQSsiurl01req	OQS-IF-039		
医療機関アクセスURL取得結果	OQSsiurl01res	OQS-IF-040		
医療機関環境設定情報照会要求	OQSsiinq01req	OQS-IF-041		
医療機関環境設定情報照会結果	OQSsiinq01res	OQS-IF-042		
医療機関環境設定情報更新要求	OQSsiupd01req	OQS-IF-043		
医療機関環境設定情報更新結果	OQSsiupd01res	OQS-IF-044		
電子カルテ情報共有サービス施設利用状況回答要求	OQSsiimm02req	OQS-IF-045		
電子カルテ情報共有サービス施設利用状況回答結果	OQSsiimm02res	OQS-IF-046		
資格確認要求（救急時医療情報閲覧）	OQSsiems01req	OQS-IF-047		
資格確認結果（救急時医療情報閲覧）	OQSsiems01res	OQS-IF-048		
目視確認用パスコード取得要求	OQSsipai01req	OQS-IF-049		
目視確認用パスコード取得結果	OQSsipai01res	OQS-IF-050		
アクティベーションコード照会要求	OQSsiacm01req	OQS-IF-051		
アクティベーションコード照会結果	OQSsiacm01res	OQS-IF-052		
アクティベーションコード発行要求	OQSsiacm02req	OQS-IF-053		
アクティベーションコード発行結果	OQSsiacm02res	OQS-IF-054		
アクティベーションコード無効化要求	OQSsiacm03req	OQS-IF-055		
アクティベーションコード無効化結果	OQSsiacm03res	OQS-IF-056		
薬剤情報等閲覧要求	YZKsiquc01req	YZK-IF-001		
薬剤情報等閲覧結果	YZKsiquc01res	YZK-IF-002		
特定健診情報閲覧要求	TKKsiquc01req	TKK-IF-001		
特定健診情報閲覧結果	TKKsiquc01res	TKK-IF-002		

電子処方箋管理サービス

外部インターフェイス名	API識別ID	外部IF_ID	実装有無	備考
処方箋登録要求	EPSsiPIR01req	EPS-IF-201		
処方箋登録結果	EPSsiPIR01res	EPS-IF-202		
処方箋取消要求	EPSsiPIR02req	EPS-IF-203		
処方箋取消結果	EPSsiPIR02res	EPS-IF-204		
処方箋変更要求	EPSsiPIR03req	EPS-IF-205		
処方箋変更結果	EPSsiPIR03res	EPS-IF-206		
処方箋取消UNDO要求	EPSsiPIR04req	EPS-IF-207		
処方箋取消UNDO結果	EPSsiPIR04res	EPS-IF-208		
処方箋変更UNDO要求	EPSsiPIR05req	EPS-IF-209		
処方箋変更UNDO結果	EPSsiPIR05res	EPS-IF-210		
処方内容（控え）取得要求	EPSsiPIR06req	EPS-IF-211		
処方内容（控え）取得結果	EPSsiPIR06res	EPS-IF-212		
処方箋受付要求（引換番号）	EPSsiPIR07req	EPS-IF-301		
処方箋受付結果	EPSsiPIR07res／EPS	EPS-IF-302		
処方箋受付取消要求	EPSsiPIR09req	EPS-IF-303		
処方箋受付取消結果	EPSsiPIR09res	EPS-IF-304		
処方箋回収要求	EPSsiPIR10req	EPS-IF-305		
処方箋回収結果	EPSsiPIR10res	EPS-IF-306		
調剤結果登録要求	EPSsiDIM01req	EPS-IF-307		
調剤結果登録結果	EPSsiDIM01res	EPS-IF-308		
調剤結果取消要求	EPSsiDIM02req	EPS-IF-309		
調剤結果取消結果	EPSsiDIM02res	EPS-IF-310		
調剤結果変更要求	EPSsiDIM03req	EPS-IF-311		
調剤結果変更結果	EPSsiDIM03res	EPS-IF-312		
処方箋状況及び調剤結果リスト要求	EPSsiDIM04req	EPS-IF-213		
処方箋状況及び調剤結果リスト	EPSsiDIM04res	EPS-IF-214		
調剤結果要求（調剤結果ID）	EPSsiDIM05req	EPS-IF-215		
調剤結果	EPSsiDIM05res	EPS-IF-216		
処方箋状況及び調剤結果要求（処方箋ID）	EPSsiDIM06req	EPS-IF-217		
処方箋状況及び調剤結果（処方箋単位）※リフィル未対応	EPSsiDIM06res	EPS-IF-218-1		
処方箋状況及び調剤結果（処方箋単位）※リフィル対応済	EPSsiDIM06res	EPS-IF-218-2		
調剤済み電子処方箋リスト要求	EPSsiDIM07req	EPS-IF-313		
調剤済み電子処方箋リスト	EPSsiDIM07res	EPS-IF-314		
重複投薬等チェック事前処理要求	EPSsiDMP01req	EPS-IF-101		
重複投薬等チェック事前処理結果	EPSsiDMP01res	EPS-IF-102		
重複投薬等チェック要求（確定前処方箋情報）	EPSsiDMP02req	EPS-IF-219		
重複投薬等チェック要求（確定前調剤結果情報）	EPSsiDMP03req	EPS-IF-315		
重複投薬等チェック要求（確定前院内処方等情報）	EPSsiDMP04req	EPS-IF-409		
調剤済み電子処方箋要求（調剤結果ID）	EPSsiDIM08req	EPS-IF-316		
重複投薬等チェック結果	EPSsiDMP02resEPS	EPS-IF-103		
調剤済み電子処方箋	EPSsiDIM08res	EPS-IF-317		
処方箋回収UNDO要求	EPSsiPIR11req	EPS-IF-318		
処方箋回収UNDO結果	EPSsiPIR11res	EPS-IF-319		
処方箋ID検索要求（医療機関）	EPSsiPIR12req	EPS-IF-220		
処方箋ID検索結果（医療機関）	EPSsiPIR12res	EPS-IF-221		
処方箋ID検索要求（薬局）	EPSsiPIR13req	EPS-IF-320		
処方箋ID検索結果（薬局）	EPSsiPIR13res	EPS-IF-321		
調剤結果ID検索要求	EPSsiDIM09req	EPS-IF-322		
調剤結果ID検索結果	EPSsiDIM09res	EPS-IF-323		
保管調剤結果登録要求	EPSsiDIM10req	EPS-IF-324		
保管調剤結果登録結果	EPSsiDIM10res	EPS-IF-325		
保管調剤結果取得（単件）要求	EPSsiDIM12req	EPS-IF-328		
保管調剤結果取得（単件）結果	EPSsiDIM12res	EPS-IF-329		
保管調剤結果登録要求（調剤済み電子処方箋）	EPSsiDIM13req	EPS-IF-330		
保管調剤結果登録結果（調剤済み電子処方箋）	EPSsiDIM13res	EPS-IF-331		
院内処方等登録要求	EPSsiPIR14req	EPS-IF-401		
院内処方等登録結果	EPSsiPIR14res	EPS-IF-402		
院内処方等取消要求	EPSsiPIR15req	EPS-IF-403		
院内処方等取消結果	EPSsiPIR15res	EPS-IF-404		
院内処方等変更要求	EPSsiPIR16req	EPS-IF-405		
院内処方等変更結果	EPSsiPIR16res	EPS-IF-406		
院内処方等ID検索要求	EPSsiPIR17req	EPS-IF-407		
院内処方等ID検索結果	EPSsiPIR17res	EPS-IF-408		

電子カルテ情報共有サービス

外部インターフェイス名	API識別ID	外部IF_ID	実装有無	備考
文書情報登録要求	CISsiMRD01req	CIS-IF-101		
文書情報登録結果	CISsiMRD01res	CIS-IF-102		
文書情報取消要求	CISsiMRD02req	CIS-IF-103		
文書情報取消結果	CISsiMRD02res	CIS-IF-104		
文書情報変更要求	CISsiMRD04req	CIS-IF-107		
文書情報変更結果	CISsiMRD04res	CIS-IF-108		
文書情報状況照会要求	CISsiMRD05req	CIS-IF-109		
文書情報状況照会結果	CISsiMRD05res	CIS-IF-110		
自施設宛文書情報一覧取得要求	CISsiMRD06req	CIS-IF-111		
自施設宛文書情報一覧取得結果	CISsiMRD06res	CIS-IF-112		
文書情報取得要求	CISsiMRD07req	CIS-IF-113		
文書情報取得結果	CISsiMRD07res	CIS-IF-114		
添付情報登録要求	CISsiMRD08req	CIS-IF-115		
添付情報登録結果	CISsiMRD08res	CIS-IF-116		
添付情報取得要求	CISsiMRD09req	CIS-IF-117		
添付情報取得結果	CISsiMRD09res	CIS-IF-118		
自施設宛文書情報閲覧同意登録結果	CISsiMRD10res※マ	CIS-IF-119		
健診文書登録要求	CISsiMRD11req	CIS-IF-120		
健診文書登録結果	CISsiMRD11res	CIS-IF-121		
健診文書取消要求	CISsiMRD12req	CIS-IF-122		
健診文書取消結果	CISsiMRD12res	CIS-IF-123		
健診文書変更要求	CISsiMRD13req	CIS-IF-124		
健診文書変更結果	CISsiMRD13res	CIS-IF-125		
患者サマリー登録要求	CISsiCPD01req	CIS-IF-126		
患者サマリー登録結果	CISsiCPD01res	CIS-IF-127		
患者サマリー取消要求	CISsiCPD02req	CIS-IF-128		
患者サマリー取消結果	CISsiCPD02res	CIS-IF-129		
患者サマリー変更要求	CISsiCPD03req	CIS-IF-130		
患者サマリー変更結果	CISsiCPD03res	CIS-IF-131		
カルテ臨床情報登録要求	CISsiKCI01req	CIS-IF-201		
カルテ臨床情報登録結果	CISsiKCI01res	CIS-IF-202		
カルテ臨床情報取消要求	CISsiKCI02req	CIS-IF-203		
カルテ臨床情報取消結果	CISsiKCI02res	CIS-IF-204		
カルテ臨床情報変更要求	CISsiKCI04req	CIS-IF-207		
カルテ臨床情報変更結果	CISsiKCI04res	CIS-IF-208		
マスタファイル取得要求	CISsiDMI01req	CIS-IF-301		
マスタファイル取得結果	CISsiDMI01res	CIS-IF-302		
健診文書登録情報履歴照会要求	TKKsiquc02req	TKK-IF-004		
健診文書登録情報履歴照会結果	TKKsiquc02res	TKK-IF-005		
臨床情報閲覧要求	CIPsiquc01req	CIP-IF-001		
臨床情報閲覧結果	CIPsiquc01res	CIP-IF-002		
臨床情報登録情報履歴照会要求	CIPsiquc03req	CIP-IF-005		
臨床情報登録情報履歴照会結果	CIPsiquc03res	CIP-IF-006		
患者サマリー登録情報履歴照会要求	CIPsiquc04req	CIP-IF-007		
患者サマリー登録情報履歴照会結果	CIPsiquc04res	CIP-IF-008		

IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る遵守事項一覧

（1）考え方

非機能要件における標準として独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が示している「非機能要求グレード」を基に、（2）に掲げる表のとおり、電子カルテが遵守すべき非機能要件を策定した。

なお、策定に当たっては、以下に該当する項目を除外した。

・本標準仕様の他の記載や、本標準仕様において引用している他のガイドライン等と内容が重複する項目
・オンプレミス型のシステムであることが前提となっている項目
・クラウドサービス事業者の責任範囲となる項目
・ベンダーに対し、一律に一定の水準を求めることが必ずしも適切でない項目

（2）遵守事項一覧

遵守事項（必須要件）								回答欄		
						要求レベル				
項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	メトリクス	選択レベル	詳細	プルダウン選択 (遵守/一部遵守/ 遵守していない)	補足事項 （特に一部遵守や遵守していない場合は、理由を記載）	添付ファイルID シート「提出物一覧」 のC列提出IDを記載 ※添付ファイルをつけたい場合のみ利用 ※複数ファイルある場合はカンマ区切り
A.1.1.1	可用性	継続性	運用スケジュール	システムの稼働時間や停止運用に関する情報。	運用時間（通常）	5	24時間無停止			
A.1.2.1	可用性	継続性	業務継続性	可用性を保証するにあたり、要求される業務の範囲とその条件。	対象業務範囲	2	内部向け全業務			
A.1.3.1	可用性	継続性	目標復旧水準（業務停止時）	業務停止を伴う障害が発生した際、何をどこまで、どれ位で復旧させるかの目標。	RPO（目標復旧地点）	3	障害発生時点（日次バックアップ+アーカイブからの復旧）			
B.1.3.1	性能・拡張性	業務処理量	保管期間	システムが参照するデータのうち、OSやミドルウェアのログなどのシステム基盤が利用するデータに対する保管が必要な期間。 必要に応じて、データの種別毎に定める。 保管対象のデータを選択する際には、対象範囲についても決めておく。	保管期間	3	5年			
C.1.2.3	運用・保守性	通常運用	バックアップ	システムが利用するデータのバックアップに関する項目。	バックアップ利用範囲	3	データの長期保存（アーカイブ）			
C.1.4.1	運用・保守性	通常運用	時刻同期	システムを構成する機器の時刻同期に関する項目。	時刻同期設定の範囲	4	システム全体を外部の標準時間と同期する			
E.4.3.2	セキュリティ	セキュリティリスク管理	セキュリティパッチ適用	対象システムの脆弱性等に対応するためのセキュリティパッチ適用に関する適用範囲、方針および適用のタイミングを確認するための項目。 これらのセキュリティパッチには、ウィルス定義ファイル等を含む。 また、セキュリティパッチの適用範囲は、OS、ミドルウェア等毎に確認する必要があり、これらセキュリティパッチの適用を検討する際には、システム全体への影響を確認し、パッチ適用の可否を判断する必要がある。 なお、影響の確認等については保守契約の内容として明記されることが望ましい。	セキュリティパッチ適用方針	2	全てのセキュリティパッチを適用			
E.5.1.1	セキュリティ	アクセス・利用制限	認証機能	資産を利用する主体（利用者や機器等）を識別するための認証を実施するか、また、どの程度実施するのかを確認するための項目。 複数回の認証を実施することにより、抑止効果を高めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パスワードによる認証や、ICカード等を用いた認証等がある。	管理権限を持つ主体の認証	3	複数回、異なる方式による認証			
E.5.2.1	セキュリティ	アクセス・利用制限	利用制限	認証された主体（利用者や機器など）に対して、資産の利用等を、ソフトウェアやハードウェアにより制限するか確認するための項目。 例）　ドアや保管庫の施錠、USBやCD-RWやキーボードなどの入出力デバイスの制限、コマンド実行制限など。	システム上の対策における操作制限度	1	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみを許可			
E.5.3.1	セキュリティ	アクセス・利用制限	管理方法	認証に必要な情報（例えば、 ID/パスワード、指紋、虹彩、静脈など、主体を一意に特定する情報）の追加、更新、削除等のルール策定を実施するかを確認するための項目。	管理ルールの策定	1	実施する			
E.6.1.1	セキュリティ	データの秘匿	データ暗号化	機密性のあるデータを、伝送時や蓄積時に秘匿するための暗号化を実施するかを確認するための項目。	伝送データの暗号化の有無	2	重要情報を暗号化			
E.6.1.2	セキュリティ	データの秘匿	データ暗号化	機密性のあるデータを、伝送時や蓄積時に秘匿するための暗号化を実施するかを確認するための項目。	蓄積データの暗号化の有無	2	重要情報を暗号化			
E.6.1.3	セキュリティ	データの秘匿	データ暗号化	機密性のあるデータを、伝送時や蓄積時に秘匿するための暗号化を実施するかを確認するための項目。	鍵管理	2	耐タンパデバイスによる鍵管理			

IPA「非機能要求グレード」に基づく非機能要件に係る遵守事項一覧

（1）考え方

非機能要件における標準として独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が示している「非機能要求グレード」を基に、（2）に掲げる表のとおり、電子カルテが遵守すべき非機能要件を策定した。

なお、策定に当たっては、以下に該当する項目を除外した。

・本標準仕様の他の記載や、本標準仕様において引用している他のガイドライン等と内容が重複する項目
・オンプレミス型のシステムであることが前提となっている項目
・クラウドサービス事業者の責任範囲となる項目
・ベンダーに対し、一律に一定の水準を求めることが必ずしも適切でない項目

（2）遵守事項一覧

遵守事項（必須要件）								回答欄		
						要求レベル				
項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	メトリクス	選択レベル	詳細	プルダウン選択 (遵守/一部遵守/ 遵守していない)	補足事項 （特に一部遵守や遵守していない場合は、理由を記載）	添付ファイルID シート「提出物一覧」 のC列提出IDを記載 ※添付ファイルをつけたい場合のみ利用 ※複数ファイルある場合はカンマ区切り
E.7.1.1	セキュリティ	不正追跡・監視	不正監視	不正行為を検知するために、それらの不正について監視する範囲や、監視の記録を保存する量や期間を確認するための項目。 なお、どのようなログを取得する必要があるかは、実現するシステムやサービスに応じて決定する必要がある。 また、ログを取得する場合には、不正監視対象と併せて、取得したログのうち、確認する範囲を定める必要がある。	ログの取得	1	実施する			
E.8.1.1	セキュリティ	ネットワーク対策	ネットワーク制御	不正な通信を遮断するための制御を実施するかを確認するための項目。	通信制御	1	有り			
E.8.2.1	セキュリティ	ネットワーク対策	不正検知	ネットワーク上において、不正追跡・監視を実施し、システム内の不正行為や、不正通信を検知する範囲を確認するための項目。	不正通信の検知範囲	1	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分			
E.8.3.1	セキュリティ	ネットワーク対策	サービス停止攻撃の回避	ネットワークへの攻撃による輻輳についての対策を実施するかを確認するための項目。	ネットワークの輻輳対策	1	有り			
E.9.1.1	セキュリティ	マルウェア対策	マルウェア対策	マルウェア（ウィルス、ワーム、ボット等）の感染を防止する、マルウェア対策の実施範囲やチェックタイミングを確認するための項目。 対策を実施する場合には、ウィルス定義ファイルの更新方法やタイミングについても検討し、常に最新の状態となるようにする必要がある。	マルウェア対策実施範囲	2	システム全体			
E.10.1.1	セキュリティ	Web対策	Web実装対策	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。	セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の強化	1	対策の強化			
E.10.1.2	セキュリティ	Web対策	Web実装対策	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。	WAFの導入の有無	1	有り			
E.11.1.1	セキュリティ	セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデントが発生した時に、早期発見し、被害の最小化、復旧の支援等をするための体制について確認する項目。	セキュリティインシデントの対応体制	1	有り			

システム構成要素一覧

認証対象製品の稼働に必要となるミドルウェア、データベース、クラウドサービス等を含む主要な構成要素をすべて記載すること。

No	区分	製品名又はサービス名	バージョン	管理主体	マネージドサービス利用有無	利用用途(補足説明が必要であれば)
例	コンテナ基盤	Amazon EKS	1.33	クラウド事業者	有	電子カルテアプリケーション実行基盤
例	データベース	Amazon RDS PostgreSQL	16	クラウド事業者	有	診療情報等の保存
例	監視・運用	Amazon CloudWatch	-	クラウド事業者	有	システム監視及びログ収集
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						

83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						

■ガバメントクラウド利用にあたり質問事項

No	質問	質問者	質問日	回答	回答者	回答日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						

■医療機関稼働件数

No	都道府県	中小病院向け電子カルテ製品記載箇所 中小病院 稼働件数	医科診療所向け電子カルテ製品記載箇所 医科診療所 稼働件数	補足
1	北海道	0	0	
2	青森県	0	0	
3	岩手県	0	0	
4	宮城県	0	0	
5	秋田県	0	0	
6	山形県	0	0	
7	福島県	0	0	
8	茨城県	0	0	
9	栃木県	0	0	
10	群馬県	0	0	
11	埼玉県	0	0	
12	千葉県	0	0	
13	東京都	0	0	
14	神奈川県	0	0	
15	新潟県	0	0	
16	富山県	0	0	
17	石川県	0	0	
18	福井県	0	0	
19	山梨県	0	0	
20	長野県	0	0	
21	岐阜県	0	0	
22	静岡県	0	0	
23	愛知県	0	0	
24	三重県	0	0	
25	滋賀県	0	0	
26	京都府	0	0	
27	大阪府	0	0	
28	兵庫県	0	0	
29	奈良県	0	0	
30	和歌山県	0	0	
31	鳥取県	0	0	
32	島根県	0	0	
33	岡山県	0	0	
34	広島県	0	0	
35	山口県	0	0	
36	徳島県	0	0	
37	香川県	0	0	
38	愛媛県	0	0	
39	高知県	0	0	
40	福岡県	0	0	
41	佐賀県	0	0	
42	長崎県	0	0	
43	熊本県	0	0	
44	大分県	0	0	
45	宮崎県	0	0	
46	鹿児島県	0	0	
47	沖縄県	0	0	
48	合計	0	0	

※件数の算出に当たっては、医療法第１条の５に基づき、20床以上の病床を有する医療機関を「病院」、
19床以下の病床を有する医療機関（無床診療所を含む。）を「診療所」として区分すること。